



薬師寺 蛇祭り(盆綱) (田宮町)

※平成27年3月に「東関東の盆綱」として記録作成等の措置を講ずべき国の無形民俗文化財に選択。

「牛久市認定市民文化遺産」 の募集を開始しました！

市では、令和5年7月より「牛久市認定市民文化遺産制度」の運用を開始しました。これは、国・県・市の指定文化財や国登録有形文化財に指定、登録されていないものの中で、地域によって守り伝えられてきた、伝統的な祭りや行事・建造物などの文化遺産をより広く把握し、地域とともに保護し、活用していく体制を整えることを目的としています。

認定を希望する地域の皆さまからのご応募をお待ちしています。

牛久市認定 市民文化遺産制度とは

地域に伝え残され、かつ、親しまれている文化遺産のうち保存・活用の必要なものを「牛久市認定市民文化遺産」として認定する制度です。

市民文化遺産の対象

種別	内容
有形市民文化遺産	建造物、絵画・彫刻・工芸品、考古資料、歴史資料などの有形の文化遺産
無形市民文化遺産	風俗慣習(年中行事や祭事)、伝承、民俗芸能、伝統技術などの無形の文化遺産
記念物	史跡・名勝・天然記念物など

市民文化遺産認定の要件

右記要件の
全てを満たす
必要があります

- 主たる所在地が牛久市内であるもの。または牛久市内を活動拠点とするもの。
- 所有者、管理者、保持者または保持団体が明確で認定への合意が得られたもの。
- 概ね50年以上の歴史のあるもので、牛久市内で市民等により継承された実績のあるものが望ましい。

申請できる方・応募方法等

●申請できる方

市民文化遺産の所有者・管理者・保持者または保持団体

●募集期間

随時募集しています。

※認定時期は文化財保護審議会(年2回開催)にて意見聴取ののち、教育委員会の決定を受けてからとなります。

●応募方法等

応募予定のある方・団体は、事前に文化芸術課(文化財グループ)へご相談ください。事前相談ののち、申請書類等を右記あてに郵送または文化芸術課窓口(牛久シャトー内)へ持参してください。

●提出書類

- ・牛久市認定市民文化遺産認定申請書
- ・申請する文化遺産の詳細がわかる資料(写真や位置図、概要、沿革や由来に関する資料など)
- ・その他(団体の規約や活動状況に関する資料、所有者以外が申請する場合は所有者の同意書など)

《提出先》

〒300-1234牛久市中央3-20-1(牛久シャトー内)
文化芸術課(文化財グループ)

市民文化遺産に
認定されると…

- ◎認定書を交付します。
- ◎認定された市民文化遺産は、市ホームページなどで紹介します。
- ◎補助金などの金銭的な助成はありませんが、管理方法や現状変更等について、専門家による指導助言を受けることができます。



【問い合わせ】文化芸術課(文化財グループ) ☎874-3121

詳しくは市ホームページをご確認ください▶